

いじめ防止に関わる学校基本方針

小鹿野町立両神中学校

はじめに

小鹿野町立両神中学校は、生徒が安心して学校生活を送れる学校をつくり、いじめ防止等の対策を教職員が一丸となって効果的に推進するために、この学校基本方針を策定するものである。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校は、運営委員会や生徒指導委員会、教育相談部、各教科で以下の取組を計画的に実施していく。

- (1) 本校職員は、生徒が発するいじめについての信号をいち早く察知し、適切な対応がとれるように心がける。
- (2) 本校職員は、「いじめ防止に関する年間指導予定」に沿い、指導を確実に実施していく。
- (3) いじめに関する情報を得たときは、秘すことなく全職員に提示して検討する。

各委員会構成員

| 委員会 | 構成員 |
|---------|--|
| 運営委員会 | 校長 教頭 教務主任 各学年主任 |
| 生徒指導委員会 | 校長 教頭 生徒指導主任 教務主任 各学年主任 養護教諭 スクールカウンセラー |
| 教育相談部会 | 教育相談主任 スクールカウンセラー フレンドリー相談員 養護教諭 |

第2 いじめの早期発見への取組

本校では、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実施していく。

- (1) 生徒指導部は、「生徒対象いじめアンケート調査」を年5回（4月、7月、10月、12月、2月）実施する。
- (2) 生徒指導部は、「保護者対象いじめ調査」を年3回（5月、11月、1月）実施する。
- (3) 学年担当者は、日頃から生徒の行動や言動に気を配り、生徒の変化の有無を確認する。
- (4) 生徒指導委員会では、各箇所からの情報を整理して課題や問題点を明らかにし、必要な対策を講じる。

第3 いじめの早期解決への取組

本校では、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) いじめ問題を発見したときは、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
- (2) 運営委員会が中心となり、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 本校では、本校職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (4) 本校では、いじめに対する措置の結果を教育委員会へ速やかに報告する。

第4 いじめの問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校に「いじめ防止対策会議」を設置する。

<構成員>

この会議の構成員は、生徒指導委員会の中から学校の実情により充て、個々の事案により、学級担任や部活動顧問が参加できるものとする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を教育委員会に要請する。

<活動内容>

- ・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- ・いじめ防止に関すること。

<開催>

- ・年3回開催を原則とするが、いじめ事案が発生した時または開催の必要性が認められた時は、緊急で開催する。

第5 「重大事態」の対応について

本校では、[重大事態]が発生した時「いじめ防止対策会議」を母体として「重大事態特別調査委員会」を設置して事態に対応するものとする。「重大事態」が持つ責任や意義を全職員が共通して理解し、諸調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供し、さらに県教育委員会に報告する。調査にあたっては、公平性・中立性を確保する観点から、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて、教育委員会と連携し、町や県の問題調査審議会の委員等の派遣を教育委員会に要請する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、生徒のインターネット上のいじめを防止するために情報モラルの徹底を図る。

- (1) 学活の時間を活用して、ネット問題についての生徒向け講演会を実施する。
- (2) 保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象家庭教育講演会を実施する。

第7 いじめ防止に係る年間指導予定

| 月 | 主 な 取 組 |
|-----|--|
| 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会「平成27年度学校基本方針」策定 ・各学年、各教科、各委員会、各分掌におけるいじめ防止基本方針における取組策定 ・第1回生徒対象いじめアンケート実施 |
| 5 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会における基本方針の説明（生徒指導委員会） ・人権週間の取り組み ・保護者対象いじめ調査（家庭訪問時） |
| 6 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善に関わる研究授業 |
| 7 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回生徒対象いじめアンケート実施 ・「非行防止教室」の実施 ・保護者対象家庭教育講演会 |
| 8 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止に係る校内研修会の実施 |
| 9 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・集団活動の中での人間関係の育成 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回生徒対象いじめアンケート実施 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回保護者対象いじめ調査実施 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第4回生徒対象いじめアンケート実施 ・ネットモラル向上講演会 ・「学校いじめ防止基本方針」前期評価・改善 |
| 1 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回保護者対象いじめ調査実施 |
| 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び情報提供 ・学校評議員会における基本方針の協議（生徒指導委員会） ・第5回生徒対象いじめアンケート実施 |
| 3 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会） ・今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組検討（運営委員会） |

*あいさつ運動の実施（毎月）